

市営住宅入居者募集要項

R7.4 募集

○募集戸数

市営一本木住宅 1戸（8号棟）

住宅名	市営一本木住宅（8号棟）
住所	滝沢市留が森130番地2
構造	木造平屋建
間取	和6畳 洋6畳 食堂兼台所8畳程度
建設年度	平成9年度
家賃	9,300円～（入居者の所得によって変動します。）
浴槽	有
トイレ	水洗（合併処理浄化槽、維持点検は個人負担）
ガス	プロパン（ガス会社に申込が必要です）
水道	滝沢市上下水道お客様センター
駐車場所	あり
小学校の学区	一本木小学校
中学校の学区	一本木中学校

※暖房は各自で用意していただきます。

※ペットの制限はしていませんが、良識のもとに管理をお願いします。

○応募資格

入居申込ができるのは、次の（1）～（5）の要件すべてに該当する方になります（但し※被災者等の場合は（3）及び（5）に該当する方）

※（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条第1項第2号に規定する被災者等、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者）

（1）原則として同居しようとする親族があること

※単身者の場合は次のいずれかに該当し自活できる人

DV被害者認定を受けた方

60歳以上の方

障がい者手帳をお持ちの方（身体障がい1級から4級、精神障がい1級から3級）

戦傷病者手帳をお持ちの方（一定条件有り）

原爆被爆者認定を受けた方

生活保護法に規定する被保護者の方

海外引揚者（帰邦5年以内）

（2）基本的に政令月収が**158,000円/月**以下であること

※政令月収とは、その世帯の総所得から同居親族の要件に応じた額を控除し、12で割った金額です。（例 同居者 38万円/人を控除など）詳しくは別添参考資料をご覧ください。

裁量階層世帯*の方は政令月収が214,000円/月以下

*小学校就学前の子供がいる世帯。

*入居者が60歳以上の者で、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の世帯。

*身体障がい者手帳に記載された障がいの程度が1～4級の者がいる世帯。

*精神障がい者1～2級の者がいる世帯。

*精神障がい^①の程度に相当する程度と認められる知的障がい者がいる世帯。

*戦傷病者手帳に記載された障がい^②の程度が規定範囲内の者がいる世帯。

*原子爆弾被爆者で厚生大臣の認定を受けている者がいる世帯。

*海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から5年以内の者がいる世帯。

*ハンセン病療養所入居者がいる世帯。

- (3) 住宅に困窮していることが明らかなこと
- (4) 住民税を滞納していないこと
- (5) 申込者及び同居しようとする親族が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

○ 申込方法について

入居を申し込む場合は次の書類を都市政策課に提出してください

- (1) 市営住宅入居申込書（申込書は、市のホームページからダウンロードするか、滝沢市役所都市政策課と東部出張所にあります）
- (2) 入居しようとする方々の所得課税証明書（最新のもの）
- (3) 入居しようとする方の市町村民税又は特別区民税の納税証明書（令和6年度）
※入居しようとする方全員の書類が必要ですが、収入のある方の所得・課税・証明書の被扶養者欄に名前が載っている方で、かつ収入の無い方の証明書は必要ありません。
- (4) 入居しようとする家族全員分の、続柄や本籍の載った住民票の写し
- (5) 失業中の方は、「離職票の写し」「雇用保険受給者証の写し」「退職証明書」のいずれか
- (6) 裁量階層世帯に該当の場合は、別途証明書類が必要になる場合があります。
 - 申込書は市のホームページからダウンロードできます。または、滝沢市役所都市政策課と東部出張所にあります。
 - 電話による申込み（予約含む）は、受け付けていません。直接提出するか、郵送のみになります。
 - 受付時間は、土日祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。
 - 提出後、応募資格を満たしていない事がわかった場合は、受付を取り消します。

※申込みは〆切日までに、滝沢市役所 都市整備部 都市政策課（市役所2階）の窓口提出して下さい。郵送の場合は下記宛送付して下さい。

〒020-0692 滝沢市役所 都市整備部 都市政策課（市営住宅担当）

受付〆切：令和7年5月16日（金）午後5時 ※郵送は5月16日必着

○入居者の決定について

- 入居申込みが多数の場合は優先入居要件に該当する方、住宅困窮度の高い方から優先的に入居決定いたします。
- 入居が決定した方の入居可能日は6月上旬の予定です。入居の決定から一か月以内に入居していただきます。
- 入居が決定した方は、入居手続きで連帯保証人が2名必要です。敷金は家賃3か月分必要です。
- 連帯保証人は、①滝沢市内に住所がある②独立した生計を営む③入居者と同等以上の収入がある④住民税を滞納していない、という条件があります。（市営住宅入居者同士で、お互いの保証人になることはできません。）

収入基準（計算例）

入居資格収入基準早見表 ※特別控除は考慮していません

区分	収入基準	世帯数別年収及び所得上限(単位:円)					
		世帯人数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
一般	158,000	収入	2,823,999	3,367,999	3,871,999	4,347,999	4,823,999
	以下	【所得】	【1,894,000】	【2,274,800】	【2,654,400】	【3,035,200】	【3,416,000】
裁量	214,000	収入	3,763,999	4,235,999	4,711,999	5,187,999	5,663,999
	以下	【所得】	【2,568,000】	【2,945,600】	【3,326,400】	【3,707,200】	【4,088,000】

申込み家族4人で夫と妻に収入がある。

①夫の給与所得 2,500,000円

②妻の給与所得 500,000円 総所得の合計は①+②=3,000,000円… (a)

〔控除金額の計算〕 同居親族が3人なので 380,000円×3人=1,140,000円… (b)

〔控除後の収入月額の計算〕

総所得金額 (a) 控除金額 (b) 控除後の年間所得金額

3,000,000円 - 1,140,000円 = 1,860,000円

→ 1,860,000円 ÷ 12ヶ月 = 155,000円 ⇒ 入居可 15.8万円以下

収入計算で控除できる金額

各種控除一覧表

控除名		控除対象者	控除額
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込み者以外の人	1人につき38万円
	扶養親族控除	申込家族の中には入っていないが、申込家族の所得税法上の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき38万円
特別控除	老人扶養親族控除	同居親族又は扶養親族控除対象者で、満70歳以上の人で、申込家族の扶養親族控除の対象と認められている人	同居老親等1人につき20万円、それ以外の人1人につき10万円
	特定扶養親族控除	同居親族又は扶養親族控除対象者で、満19歳以上23歳未満の人で、申込家族の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき25万円
	障がい者控除 〔特別障がい者控除〕	申込者又は同居親族・扶養親族控除対象者で精神又は身体に障がいがあり、手帳等の交付を受けている人 〔精神又は身体に重度の障がいがある人〕 (身体障がい者の場合で1級又は2級)	1人につき27万円 〔1人につき40万円〕 同居特別障害者1人につき75万円
	寡婦控除	次のいずれかに該当する人 ①夫と離婚したのち婚姻しておらず、扶養している親族があり、合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別したのち婚姻していない人又は夫の生死の明らかでない人で合計所得が500万円以下の人	その人の所得から27万円を限度に控除
	ひとり親控除	婚姻していないことまたは配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、扶養している子があり、合計所得が500万円以下の人	その人の所得から35万円を限度に控除